監　事　監　査　報　告　書

令和７年５月１９日

学校法人　日　本　大　学
　　理　事　会　　御　中

学校法人　日本大学

常任監事　　山　本　　寛　㊞

常任監事　　小　林　　清　㊞

監　　事　　山　本　剛　史　㊞

監　　事　　奈　尾　光　浩　㊞

私たち監事は，私立学校法第３７条第３項及び学校法人日本大学寄附行為第２０条に基づいて，学校法人日本大学の令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。

その結果につき，次のとおり報告いたします。

１　監査方法の概要

監査に当たり，理事会，常務理事会，評議員会等の主要な会議に出席し，理事からの業務報告及び内部監査課からの報告を聴取するとともに，決裁書類等を閲覧し，また，本部，部科校及びこれらの付属機関の業務，財産の状況を調査しました。加えて，独立監査人と連携し，その報告や説明を基に計算書類について検討するなど，必要と認める監査手続を実施いたしました。

２　監査の結果

学校法人日本大学の業務に関する決定及び執行について，重要な不備は認められませんでした。

計算書類，すなわち，資金収支計算書，事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表，借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は，会計帳簿の記載と合致し，その収支及び財産の状況を正しく示しております。

学校法人日本大学の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関して，不正行為，法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めました。

（追記情報）

重量挙部等の幹部による金銭不祥事が発覚したこともあり，令和6年度の私立大学等経常費補助金は「ガバナンス強化が不十分であり，管理運営に適正を欠く」として全額不交付となりました。

学校法人日本大学は，社会的信頼の回復に向けて，さらなる改善に取り組んでおり，次年度以降，その状況を引き続き検証いたします。

以　　上